

こどもまんなか政策における「こども としょかん」の展開について

(第 28 回滋賀県首長会議 湖南市提出)

国が進める方向

国は以下の子どもの読書活動の現状をふまえ、「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(令和 5 年から 9 年度の 5 か年)」を策定し、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を示した。

【近年における子どもの読書活動に関する状況等】

◎子どもの読書活動に関する取組の現状

増加している点：図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、
学校司書を配置する学校等の割合

減少している点：図書館の児童書の貸出冊数、
全校一斉の読書活動を行う学校の割合

◎子どもの読書活動の現状

不読率の現状 *1 か月の間に本を 1 冊も読まない児童生徒の割合

	R4 年度末までの目標	現状
小学生	2%以下	6.4%
中学生	8%以下	18.6%
高校生	26%以下	51.1%

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」より)

◎新型コロナウイルス感染症により影響を与えた可能性

各小中学校の臨時休業、公共図書館の臨時休館・入館制限など

【基本的方針】

1. 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進

入学時学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探求的な学習活動等での図書館等の活用促進

大人を含めた読書計画の策定等

2. 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3. デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGA スクール構想の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育む

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、緊急時等を含む例えば不登校など、多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、公共図書館および学校図書館等のDXを進める。

4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる。

【子どもの読書活動の推進方策】

子どもの読書活動の推進にあたっては、家庭・地域・学校等が中心となり社会全体で取り組む必要がある としてうえて以下の取組を促進するとしている。

その際、自治体の取組として

	地域(公共図書館)	学校等
多様な子どもたちの読書機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アクセシブルな電子書籍・書籍</u>等(点字資料等)の整備・提供 ・ <u>多言語・やさしい日本語</u>による利用案内 ・ 地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動に関連付けた取組 ・ 民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校を含めた <u>学校図書館資料の整備</u> ・ <u>多様な背景を持つ子ども</u>への読書機会の場の提供 ・ 公共図書館、ボランティアとの連携 (団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における公共図書館の活用促進)
デジタル社会に対応した読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電子書籍貸出サービス・デジタルアーカイブの充実</u> ・ オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1人1台端末の活用</u> (学校図書館システム等のリンク等) ・ <u>電子書籍貸出サービスの導入</u> (公共図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・ 学校図書館図書情報のデータベース化
子どもの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等への <u>企画段階からの子どもの参画</u> ・ <u>子どもの要望を取り入れた資料・環境整備</u> (YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく心地よい読書環境づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの <u>意見聴取の機会の確保</u> ・ 図書委員等の <u>子どもの学校図書館運営への主体的な参画</u>

県が進める方向について

学校図書館法では、「学校には学校図書館を設置しなければならない」と設置義務について謳われており、就学中の子どもにとっては学校図書館こそが身近で本に親しめる場所であると考えます。しかしながら、各市町の限られた財源の中で十分な資料を学校ごとに整備することは困難です。

湖南省では、教育委員会の教育センター内に学校図書館支援センターを設置、学校図書館への様々な支援を行い学校図書館機能の充実・強化を図っています。

学校図書館司書への支援はもとより、子どもが自校の学校図書館だけでは読みたい本がない場合に当市では「湖南省図書流通システム」を構築し、市内の他校の本を取り寄せることができるようにしています。しかし、これが公立図書館の本の場合は直接図書館まで行くか、電話かインターネット予約し、後日取りに行かなければなりません。県立図書館や他の市町の本が借りたい場合は、公立図書館間の相互貸借で取り寄せてもらい、本が届いたら在住の公立図書館へ取りに行くこととなります。

県立図書館に利用登録をしていれば、県立図書館ホームページからインターネット予約し県立図書館まで直接取りに行くという方法もありますが、遠方であれば諦めてしまうこともあるでしょう。また利用登録についても、自分の市町の図書館の利用登録とは別に県立図書館の利用登録が必要です。マイナンバーカードなどを使って利用者情報を一元化するなど利便性を高め、県立や各市町の本を子どもの身近な学校図書館で受取・返却ができるような仕組みを作ることも、県が掲げる「こども としょかん」のコンセプトである『どこでも「こども としょかん」』と合致する取組と考えますが、県として各市町の学校図書館に学校司書配置のための支援と、図書流通ネットワークシステムの構築についてのお考えについてお聞かせ願います。

次に、国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策の中で「デジタル社会に対応した読書環境の整備」として「電子書籍貸出サービスの導入・充実」とあります。

電子書籍には音声で聞いたり文字を拡大したり、外国語翻訳など紙の本にはない様々な可能性があります。また電子図書館のデジタルアーカイブを活用して、授業で活用できる、自前で作成し自らが著作権をもつ資料や学校の取組等を登録すれば、他の学校の児童・生徒も利活用することができ、学習の効果や効率も高まります。さらに郷土資料や文化財・観光地や、地域活動や地域マップ等を登録するなど、様々な活用方法があり、子どもたちの郷土への愛着も醸成され、さらなる探求心を育むことも期待できると考えます。

現在、学校ではGIGAスクール構想において1人1台端末が整備され、児童・生徒自

らが電子図書館にアクセスできる状況にあります。多様な背景をもつ子ども、図書館に来館することが困難な子どもにとって電子図書館を整備することは読書の機会拡充として有効な手段で、こちらも県が掲げる『どこでも「こども としょかん」』と合致する取組と考えます。

市町村合併から概ね 20 年。県内でも複数の公立図書館を設置している市町が多く、施設の老朽化や人員確保などの悩みを抱えている状況と推察します。湖南省において、2 館ある図書館を 1 館に集約し統廃合する計画をもっています。

電子図書館の整備は子どもだけでなく、移動手段に困難さを抱える方や、お仕事などで時間的に来館困難な方など、すべての市民の読書の機会を確保する有効な手段であるとともに、SDGs の取組として重要と考えますが県のお考えをお示し願います。